

一般社団法人宮城県理学療法士会

研究助成規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人宮城県理学療法士会（以下「本会」という。）定款第4条(1)に規定する理学療法における学術及び科学技術の振興に資する事業助成事業にかかる研究助成金の交付等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象者及び金額)

第2条 本会は、定款第4条(1)に定める目的を達成するため、理学療法学に関する研究並びに調査に対する助成を行う。

2. 具体的な助成の種類及び金額は、毎年度、予算を審議する本会理事会にて定める。
3. 次の者を対象外とする。
 - 1) 大学など研究機関の教授相当職で研究室の責任者。
 - 2) 応募時および助成金交付年度に宮城県理学療法士会に所属していない者。

(助成金の費消期間)

第3条 助成金の費消期間は助成金交付年度内とし、助成金交付年度内までに費消を終わらなければならない。

(助成金の使途)

第4条 助成金の使途は、研究等に要する直接費用とし、次の費用は、助成対象から除外する。

- 1) 日常的に使用が可能である事務所費用及び付属設備費用などの固定費
 - 2) 日常的に使用が可能であるパソコン及び周辺機器等の機器類
 - 3) 学会等の会費など、研究者として自己負担することが適当と思われる費用
 - 4) その他第7条に規定する本会で助成は不適当と判断された費用
2. 助成金は、原則として、助成申請書に記載したとおりに使用しなければならない。ただし、研究等の状況によって必要が生じた場合には助成金額の20%の範囲で助成申請書記載以外の使途に使用することができる。
 3. 研究の途中で変更が生じた際は、「変更申請書」及び「研究費交付申請書（変更）」を提出すること。また、やむを得ず中断（廃止）しなければならない場合には、「計画中断（廃止）承認申請書」提出すること。

(研究計画)

第5条 申請書の研究計画を変更することは原則認められない。軽微な変更については本会へ届ける。

(公募)

第6条 助成金の交付は、公募によって行う。

2. 助成金の公募内容は、助成募集要項を本会ホームページに掲載し、併せて広報誌等の広報手段に周知する。

(助成の申請)

第7条 助成金の交付を希望する者(以下「申請者」という。)は、所定の助成申請書を定められた期日までに本会の会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(選考)

第8条 公募による助成金交付の対象者となるものの選考は、専門領域研究部内に設置する助成金選考委員会(以下「選考委員会」という。)によって行う。

2. 選考委員会は、専門領域研究部のメンバーで構成されるものとする。
3. 選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し、追加資料の提出を要求し、あるいは、口頭の説明を要求することができる。

(交付の決定)

第9条 会長は、前条に規定する選考結果に従って助成金の交付を決定し、助成金の交付対象者(以下「助成対象者」という。)に助成金交付決定通知書を送付する。

(交付の方法)

第10条 助成金の交付は、原則として、助成対象者が指定する金融機関口座に振り込むことにより行うものとする。但し、会長が現金による直接交付が妥当と判断した時は、本会において助成対象者に助成金を現金で手渡すことができる。

(報告書の提出)

第11条 助成対象者は、本会からの通知に従って、研究進捗報告書及び決算報告書(領収書を添付)と出納帳、その他の本会が求める書類を提出しなければならない。

(成果発表)

第12条 助成対象者は、助成金を受けた研究等について学会等に発表する場合は、本会から助成を受けた旨を当該学会等において使用する論文・抄録・発表資料等に記載するとともに、その頒布先・発表先を第11条に規定する研究進捗報告書等の報告書に記載しなければならない。

2. 助成対象者は、研究助成細則に定める方法で研究成果を報告しなければならない。

(費用管理)

第13条 研究費の内訳用途変更は原則20%以内とする。

2. 汎用品の購入は原則認められない。
3. 学会・研究会などを目的とした旅費は認められない。

(助成金残金の処理)

第14条 本規程第3条に規定する助成金費消期間の経過後に助成金の残金がある時は、本会にその残金の全額を遅滞無く返還しなければならない。

(助成金の返還)

第15条 次の事項に該当するときは、助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

- 1) 助成対象者が本規程第11条に規定する通知にかかわらず、研究進捗報告書及び決算報告書と出納帳等の提出義務のある書類を提出しなかったとき
 - 2) 研究助成金申請書に記載した研究等を実施しなかったとき
 - 3) 研究助成金申請書に記載した内容等に虚偽があったとき
 - 4) 前条第1項のただし書きの規定によっても残金があるとき
 - 5) 第11条および第12条の規定に反したとき
 - 6) 助成金を他の目的に使用したとき
 - 7) その他、本規程の目的に照らしてふさわしくないものと本会が認めたとき
 - 8) 研究成果が大幅に未達の場合は助成金の返還を求めることがある。
2. 費用管理などで不正を行った場合は助成金の返還を求める。

(申請書等の様式)

第16条 研究助成金申請書、報告書等の様式は、会長が別に定める。

(研究倫理)

第17条 所属施設及び対象施設の研究倫理委員会の認可を書面で保管する。

(連帯責任)

第18条 不正な研究費支出についての責任は研究や及び研究協力者が共同でその責を負う。

(委任)

第19条 この規定に定めるもののほか、研究等助成事業の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

制定 令和5年6月15日